

# UNION PRESS

2009 年 3 月, No. 3

## 休日出勤問題の改善等について

### 大学当局との年度末交渉が妥結しました！

教職員組合と学部・理工学研究科過半数代表は、年度末を迎え、休日労働問題の改善等について交渉を行い、新 3 6 協定の締結、裁量労働制の労使協定の改善更新、組合費等を給与控除する給与控除労使協定の改正等を、大学当局との間で合意しました。以下、その主な内容をご紹介します。

#### 1 休日労働問題の改善のための新 3 6 協定の締結

去る 1 月の大学当局との新年度学年暦問題の交渉において、労働側は、大学当局が土曜に授業時間を設けること、つまり、土曜日という休日に労働を命じることは、就業規則と 3 6 協定に違反することを指摘し、ご承知のとおり、大学当局は、これを受け入れ、新年度の学年暦において土曜に授業時間を設けたいとする提案を取り下げました。

3 6 協定では、教員の場合、管理者が休日労働を命じることができるのは、入試業務のみとなっています。入試業務以外の業務については休日労働が認められず、もし、管理者が教員に休日労働を命じれば、3 6 協定に違反することになります。（これは、同時に労基法にも違反することになり、刑事罰の対象ともなり得ます。）

また、職員にあっては、入試業務、季節的業務、災害にかかわる臨時的業務及び急を要する業務処理に限っています。同様に、これら業務以外の業務について休日労働を命じれば、3 6 協定に違反することになります。

労働側は、上記の新年度学年暦問題の交渉において、大学当局と就業規則と 3 6 協定の解釈について論議する中で、この基本的な事柄を大学当局との間で確認することになりました。

ところが、この確認した観点からすると、本学では、現行の 3 6 協定に違反する休日労働が存在することが判明しました。例えば、大学院の社会人学生の便宜等のため、経済科学研究科等で行われている土曜日の大学院の授業が 3 6 協定違反とは知らないで行われていることが分かりました。また、近年の大学開放事業その他で、現行の 3 6 協定に違反する休日労働が増加し、教員に不評であることも分かりました。

かねてから、労働側としては、大学開放事業その他で休日出勤が増加していくことを強く懸念していました。また、現行の36協定に違反する休日出勤が行われていることは、ゆゆしき問題です。このため、労働側としては、即刻、この問題に対処し、違反状態を無くす必要があると判断し、次の提案を大学当局に行いました。

①現行の36協定の枠組みは、休日出勤を特定の業務に絞り込んでおり、休日労働の濫用の防止に寄与しているので、当然、この枠組みは維持する。

②その上で、現行の36協定では違反となる休日労働であっても、純粋に教員本人の希望によるものであって、弊害がないといえる業務は、休日労働が可能なものとして、新たに36協定に掲載し、認めることとする。

- ・すなわち、当該教員が同意した場合に限り、次の休日労働を認めることとする。
  - i 当該教員の研究又は研修
  - ii 当該教員の担当する学生の指導
  - iii 土曜日の大学院研究科の授業又は試験

<理由>

上記 i 及び ii は、いずれも、教員本人が希望して行うものであり、強制性はないので、新36協定では休日労働が可能な業務として認める。また、上記 iii については、経済科学研究科等において、土曜日の授業が、出講を希望する教員のみによって社会人学生の便宜のために行われているので、これも教員に対する強制性がないと見られるので、認める。

- ・とはいえ、見かけは本人の希望、つまり、当該教員が同意したように見せかける場合があるので、それを許さないため、上記の休日労働を命ずるに当たり、「管理職は当該教員の同意を得る際、当該教員に対して休日に労働するよう強要しないものとする」との禁止規定を新たな36協定に置くこととする。

③現在、現行の36協定に違反して行われている休日労働の中には、上記②に該当しない業務があるが、それらは、強制的なものや休日でもなくても処理できるもの等、弊害のある場合がほとんどであると見られる。したがって、今後は、それらの業務は、その都度、部局長が学長に事前申請し、過半数代表の同意を得ない限り、休日労働を命じられないようにする「個別承認制度」をとることとし、基本的に、休日労働が不可避なものであって弊害のないものあるいは弊害を是正したものを休日労働として認め、そうでないものは認めないこととする。

以上の労働側の提案に対して、大学当局も受け入れ、次の新たな36協定を締結することを労使間で合意しました。

なお、この協定の運用にあたり、第3条第3項第2号の「学生の指導」は、授業とは別に行うゼミ合宿、論文指導などの非定期の学生指導を指すが、ここで言う学生指導は、あくまでも授業や試験ではないのであって、この指導がそれらの代わりに脱法的に利用されることがあってはならないと、労使間で口頭確認されました。

## 【新36協定—教員関係部分—】

### 第3条

- .....
- 3 教員については、教員については、第1項第1号（入試）及び第4号（災害）の業務以外時間外労働又は休日労働を命じないこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該教員が同意した場合に限り、休日労働を命ずることができる。
    - (1) 当該教員の研究又は研修のため、休日労働が必要なとき
    - (2) 当該教員の担当する学生の指導のため、休日労働が必要なとき
    - (3) 大学院研究科の授業又は試験を行うため、土曜日における休日労働が必要なとき
  - 4 前項の休日労働を命ずるに当たり、管理職は当該教員の同意を得る際、当該教員に対して休日に労働するよう強要しないものとする。
  - 5 第3項ただし書きの規定にかかわらず、本学の業務運営に支障をきたす事態を回避するため特に必要があると認める場合には、その都度、教職員代表に事前に同意を得た上で、教員に対して休日労働を命ずることができる。

上記の第3条第2項～第5項の規定は、教員に対して適用されるものですが、今回の労使間の交渉において、教員の休日労働に伴って、職員が休日出勤を余儀なくさせられる場合があるとの指摘があり、この場合についても、部局長による学長申請と過半数代表の同意の下で認める次の個別承認規定を設けることを労使間で合意しました。

ただし、職員については、教員のように仕事に自由裁量性がなく、純粋に休日労働を希望するということはあり得ないので、認めるとしても、教員の場合よりも極めて限られた場合になります。

## 【新36協定—職員関係部分—】

### 第3条

- .....
- 2 前項の規定にかかわらず、本学の業務運営に支障をきたす事態を回避するため特に必要があると認める場合には、その都度、教職員代表に事前に同意を得た上で、事務職員及び技術職員に対して休日労働を命ずることができる。

また、労働側は、上記の教員及び職員の休日労働の個別承認規定を円滑に運用するため、次の確認事項の締結を提案し、大学当局もその必要性を認め、同確認事項の締結に合意しました。

## 【36協定第3条第2項及び第5項（休日労働の個別承認）の運用に関する確認事項】

- 1 36協定第3条第1項及び同条第3項に規定する業務以外の業務について、休日労働を行わせようとする場合、当該部局長は事前に学長に対し申請するものとする。当該部局長は申請に際して、次の事項を文書に付記するものとし、申請の手続及びその書式については労使間で協議するものとする。
  - ①休日労働を行わせざるを得ない特段の理由（休日労働の不可避性）
  - ②休日労働の強制性の排除又は改善に関する事項（平日勤務との選択性等）
  - ③休日労働の対象となる当該教員の担当する業務の非継続性・突発性に関する事項

- 2 当該部局長は、教職員代表が同意することができる休日労働かどうかを実質的に判断できるよう、十分な期間を考慮して学長に対して申請するものとする（休日労働を行わせようとする日から少なくとも1ヶ月前を目処とする）。ただし、突発的で急を要するものについては、この限りではない。
- 3 学長又は教職員代表は、必要に応じて、当該部局長から休日労働を行わせざるを得ない理由等について意見を聴取できる。
- 4 次の業務のための休日労働については、当該部局長から申請があった場合は、これを承認する。
  - ①経済科学研究科博士後期課程におけるプロジェクト研究の発表会又は博士論文の最終試験、同中間報告会若しくは同発表会の業務の処理のため、休日労働が必要なとき（該当教員が平日勤務によるそれらの業務の処理を選択できる場合に限り）
  - ②経済科学研究科博士前期課程における修士論文の中間報告会のため、休日労働が必要なとき（該当教員が平日勤務によるそれらの業務の処理を選択できる場合に限り）
  - ③教員採用の人事面接のため、休日労働が必要なとき（突発的なものであって、面接を担当する該当教員が該当休日に労働することを同意している場合に限り）

## 2 裁量労働制の労使協定の改善更新

今回の交渉では、3年前に労使間で締結した裁量労働制の労使協定が3月末で期限切れとなるため、労使間でこれを更新することを合意しました。

ただ、これまでの裁量労働制の労使協定と一体になっている様式1の「勤務状況申告書」の【記入上の注意】欄に「休日の振り替え」との記載があり、労働側としては、この記載は、36協定とは無関係に休日の振り替えを裁量労働制の労使協定でできるかのように読め、休日労働の振り替え自体は36協定で認められた休日労働でなければ、できないので、この記載の是正を要求しました。その結果、大学当局もこれを認め、「時間外労働及び休日労働に関する労使協定書第3条に定める休日労働に係る休日の振り替え」と、その記載を改めることで労使間で合意しました。

## 3 組合費の給与からの控除

労働側は、他大学でも組合費等の給与からの控除を給与控除の労使協定により行っているため、本学でも、他大学と同様に、組合費と賛助金を給与から控除できるよう本学の「給与の振込及び給与の一部控除に関する労使協定」の改正を求め、大学当局もその改正に合意しました。

**発行元：埼玉大学教職員組合**      Tel&Fax 048. 853. 5609（内 3160）  
E-mail:saidaikumiai@hotmail.co.jp      HP: <http://19.pro.tok2.com/~saidaikumiai/>  
**組合事務室は生協第二食堂内（理髪店『PONO』お隣）月～金、午後12時～5時開室**